

ユニット型特別養護老人ホームサンライフたきの里 利用料金表

(単位：円) 令和8年8月1日現在

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費					1日合計			30日合計		
		1割負担	2割負担	3割負担												1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1	1	768	1,536	2,304	(a)	880					300					1,948	2,716	3,484	58,440	81,480	104,520
	2						880					390				2,038	2,806	3,574	61,140	84,180	107,220
	3－①							1,370				680				2,818	3,586	4,354	84,540	107,580	130,620
	3－②								1,470				1,420			3,658	4,426	5,194	109,740	132,780	155,820
	4									2,690					1,800	5,258	6,026	6,794	157,740	180,780	203,820
2	1	836	1,672	2,508		880					300					2,016	2,852	3,688	60,480	85,560	110,640
	2						880					390				2,106	2,942	3,778	63,180	88,260	113,340
	3－①							1,370				680				2,886	3,722	4,558	86,580	111,660	136,740
	3－②								1,470				1,420			3,726	4,562	5,398	111,780	136,860	161,940
	4									2,690					1,800	5,326	6,162	6,998	159,780	184,860	209,940
3	1	910	1,820	2,730		880					300					2,090	3,000	3,910	62,700	90,000	117,300
	2						880					390				2,180	3,090	4,000	65,400	92,700	120,000
	3－①							1,370				680				2,960	3,870	4,780	88,800	116,100	143,400
	3－②								1,470				1,420			3,800	4,710	5,620	114,000	141,300	168,600
	4									2,690					1,800	5,400	6,310	7,220	162,000	189,300	216,600
4	1	977	1,954	2,931		880					300					2,157	3,134	4,111	64,710	94,020	123,330
	2						880					390				2,247	3,224	4,201	67,410	96,720	126,030
	3－①							1,370				680				3,027	4,004	4,981	90,810	120,120	149,430
	3－②								1,470				1,420			3,867	4,844	5,821	116,010	145,320	174,630
	4									2,690					1,800	5,467	6,444	7,421	164,010	193,320	222,630
5	1	1,043	2,086	3,129		880					300					2,223	3,266	4,309	66,690	97,980	129,270
	2						880					390				2,313	3,356	4,399	69,390	100,680	131,970
	3－①							1,370				680				3,093	4,136	5,179	92,790	124,080	155,370
	3－②								1,470				1,420			3,933	4,976	6,019	117,990	149,280	180,570
	4									2,690					1,800	5,533	6,576	7,619	165,990	197,280	228,570

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
初期加算	30	60	90	入所日から30日に限り加算されます。
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策担当者が施設における安全対策についての専門知識等を外部の研修で身につけ、施設の事故防止検討委員会等で共有を行った場合に加算されます。(新規入居者の方1回限り)
精神科医療養指導加算	5	10	15	認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画を作成している場合。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
看護体制加算 (Ⅰ)	4	8	12	常勤看護師を1名以上配置していると加算されます。
看護体制加算 (Ⅱ)	8	16	24	看護職員を2名以上配置していること。看護職員との24時間連絡できる体制を確保した場合加算されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3	6	9	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が全体の50%以上を占め、かつ、介護従事者のうち認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名以上配置し、20以上の場合は10人またはその端数を増すごとに1名以上を配置している場合、かつ、職員間で認知症ケアに関する技術的指導会議等を定期的に行っている場合など専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4	8	12	(Ⅰ)の内容に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施するなど専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12	24	36	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士等を1名以上配置しているものとして市町村に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善を行った場合に加算されます。
日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46	92	138	新規利用者の総数のうち、要介護4～5の被認定者の割合が全体の70%以上を占める場合または認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が65%以上を占める場合で、かつ、介護従業者のうち介護福祉士を利用者の数が6人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3/月	6/月	9/月	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すると加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	13/月	26/月	39/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合に加算されます。

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90/月	180/月	270/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110/月	220/月	330/月	(Ⅰ)の内容に加え、利用者の口腔衛生等の管理に係わる情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた口腔衛生等の管理の実施の為に必要な情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	20/月	30/月	排せつ支援の質の向上を図るため、利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行う。又、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者は、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	30/月	45/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	80/月	120/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	100/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、入居者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しや、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。
自立支援促進加算	300/月	600/月	900/月	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと。(少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。)又、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた利用者は、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	60/月	90/月	評価対象の全利用者について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6か月目においてバーセルインデックス(BI)を適切に評価できる職員(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する場合加算されます。又評価対象者のADL利得の平均値が1以上であった場合加算されます。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	120/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、評価対象者のADL利得の平均値が2以上であった場合加算されます。
療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の指示により療養食を提供した場合に加算されます。

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			
	1割負担	2割負担	3割負担	内容
再入所時栄養連携加算	200/回	400/回	600/回	利用者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	初老期（65歳未満）の若年性認知症の利用者に対し個別の担当者を定め、施設サービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	亡くなられた日：1,280円／日　　亡くなられた前日と前々日：680円／日　　亡くなられた日以前4～30日まで：144円／日 亡くなられた日以前31～45日まで：72円／日			
退所時等相談援助加算	内容により料金が変わります		施設から在宅に戻られる際、施設側が在宅復帰の相談援助をした場合に加算されます。	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10/月	20/月	30/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に質する方策を検討する為、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	介護保険給付の合計額に17.6%を加算		この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	